○国土交通省令第五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第八項、第七十五条の四第一項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則及び共通構造部型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

装置型式指定規則及び共通構造部型式指定規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三　（略）	（略）
十三の二　第二条第十二号の二の座席	第八十号第四改訂版
十三の三～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号第二改訂版 第百十二号第二改訂版 第百十三号第三改訂版 第百四十九号
十五の五　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号第二改訂版 第百四十九号
十六・十七　（略）	（略）
十八　第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第五改訂版 第百四十九号
十八の二　第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版 第百四十九号

改正前

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三　（略）	（略）
十三の二　第二条第十二号の二の座席	第八十号第三改訂版
十三の三～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十九号の前照灯	第百四十九号
十五の五　第二条第十九号の二の前照灯	
十六・十七　（略）	（略）
十八　第二条第二十二号の前部霧灯	第百四十九号
十八の二　第二条第二十二号の二の側方照射灯	